



# 島根県報

令和2年4月7日(火)

号外第49号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

---

## 目 次

---

**【告 示】**

道路の区域の変更

(道路維持課) 2

道路の供用開始

( " ) 3

# 告 示

## 島根県告示第249号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和2年4月7日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員 延 長		
県 道	高見出羽線	邑智郡邑南町高見930番5地先から同929番1地先まで	前	メートル 5.59～ 16.20	メートル 36.80	道路改良工事 拡幅
			後	5.59～ 25.81		
"	仁摩邑南線	邑智郡邑南町高見465番1地先から同番5地先まで	前	6.30～ 21.50	34.50	道路改良工事 拡幅
			後	9.00～ 28.25		
"	浜田作木線	邑智郡邑南町高見930番2地先から同467番7地先まで	前	10.96～ 88.50	182.40	道路改良工事 減幅
			後	10.96～ 22.52		

## 島根県告示第250号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和2年4月7日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	浜田作木線	邑智郡邑南町高見465番5地先から同番6地先まで	メートル 20.00	令和2年 4月7日	県央県土整備 事務所	